



特別支援学級の教育課程の基本的な考え方を確かめましょう！



特別支援学級は小・中学校等の学級の一つです。学校教育法に定める小学校及び中学校の目的・目標を達成する必要があることは言うまでもありません。

学校教育法施行規則第138条には、特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、「特別の教育課程によることができる」と規定されています。

現行の小・中学校の学習指導要領には、以下のように示されています。

特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

- (ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。
- (イ) 児童（生徒）の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

【第1章第4の2の(1)のイ】

特別の教育課程は、(ア)(イ)のことを踏まえる必要があります。一つは、自立活動を取り入れることです。もう一つは、児童生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮した上で、実態に応じた特別の教育課程を編成することです。その際、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章総則第8節重複障害者等に関する教育課程の取扱いを参考にします。

<特別支援学級の特別の教育課程>

通常の学級の教育課程（当該学年）

一部の各教科、道徳科で下学年の目標や内容を取り扱う

全部の各教科、道徳科で下学年の目標や内容を取り扱う

各教科の一部又は全部を替える ※ 知的障害がある場合のみ

- 特別支援学校（知的障害）小学部の各教科
生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育
- 特別支援学校（知的障害）中学部の各教科
国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭



自立活動

自立活動を主として編成

<引用・参考>

- 『特別支援学級の教育課程編成・実施ガイドブック』（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、令和3年）